

釧路市児童発達支援センターの 児童発達支援

釧路市児童発達支援センター 地域支援相談係で実施している個別支援は、『児童発達支援』として行われており、国の法律（児童福祉法）に基づいた支援です。

『児童発達支援』は、発達全般に関わる支援が必要なお子さんを対象としています。この支援（個別支援）を利用するためには市に申請手続きを行い、支給決定を受けることが必要です。

その後、釧路市児童発達支援センターと契約を結び、利用開始となります。

児童発達支援の内容（運動）

対象は… 運動などの発達に、支援が必要なお子さんです。（保護者同伴）

内容は… 日常生活における基本的動作や生活の適応に必要な事を主に1対1の個別で、運動支援と療育的保育を行います。

時間・日数は…

- 運動支援：1回40分、利用できる日数は、お子さんの状態により決定されます。（保護者同伴）
- 療育的保育：0歳～1歳までは、個別に1回30分。2歳以上では、集団での療育を4時間程度、月23日まで利用できます。（保護者同伴）

費用は… 所得に応じて国が定めた基準により決定します。

【問合先】釧路市児童発達支援センター 地域支援相談係

電話番号 0154-44-3555

時間 午前8:50～午後5:20

児童発達支援を利用するための手続き

1. 申請

以下の書類から必要なものを用意します。

- (1) 障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
- (2) 世帯状況・収入等申告書
- (3) 障害児相談支援給付費支給申請書
- (4) 障害児相談支援依頼（変更）届出書
- (5) 療育手帳、身体障害者手帳の写し（所持している方のみ）
- (6) 特別児童扶養手当受給中の写し（受給されている方のみ）
- (7) 世帯主の運転免許証など身分証明になる書類
- (8) 世帯主のマイナンバーカード（顔写真あり）または通知カード
- (9) お子さんのマイナンバーカード（顔写真あり）または通知カード

申請する窓口は以下になります。

〒085-8505
釧路市黒金町8-2
釧路市役所防災庁舎3階 障がい福祉課障がい福祉担当（23番窓口）
《TEL》0154-31-4537

2. 利用計画の作成依頼

希望する支援内容について、専門機関に計画をたててもらいます。

申請をするときに『相談支援事業所リスト』の中から選んで、利用計画の作成を依頼してください。利用計画の作成は、児童発達支援センターでも可能です。

3. 決定・通知

支援を利用できる期間（給付決定期間）・日数（支給量）が決まります。決定内容については、障がい福祉課から『決定通知書』『通所受給者証』が送付されます。

4. 契約・利用

『通所受給者証』を提示していただき、契約をした上で、個別支援を利用します。

5. 利用料の支払い

利用料（負担額）は、利用に応じて1か月毎に計算されます。

市内の金融機関（郵便局を除く）または市役所の窓口でお支払いいただきます。

※お子さんの年齢によって無償化の対象になります。お問い合わせください。